亀山市まちづくり観光推進事業

1 目的

本業務は、平成20年度に策定した亀山市観光振興ビジョンの基本的な考え方である「まちづくり観光」を推進するため、地域資源を生かした体験プログラムの企画等が行えるまちづくり観光コーディネーターを養成し、地域資源を生かした交流を拡大することによって、魅力的な活力あるまち・人を持続的に維持創造し、また、失業者を雇用し当該業務に従事させることにより、地域における継続的な雇用・就業機会の創出を図ることを目的とする。

※まちづくり観光:観光を「地域が主体となって、自然、歴史・文化、産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あるまちを実現するための活動」として捉えるもの

2 実施方法

市が亀山市観光協会に業務を委託し実施する。

国の「ふるさと雇用再生特別基金実施要領」に基づき実施する。(100%県補助)

3 事業費

平成21年度予算 7,619千円

4 業務内容

亀山市観光協会は、委託事業実施のため、新規に失業者3人を雇用し、次の 業務を行う。

- (1) 交流体験観光の先進地への実地研修等を通じたまちづくり観光コーディネーターの養成
- (2) 地域資源に根ざした交流・体験プログラムの企画提案

5 業務期間

業務委託の期間は、契約日より平成22年3月31日までとする。 平成22年度、23年度も実施の予定。